

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月3日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 85号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(緊急連絡先)

第5条 入居承認を受けた者は、市営住宅の引渡しの日までに、緊急時の連絡先を市長に届け出なければならない。

2 市営住宅の入居者は、前項(第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第15条第3項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第5条第1項中「市営住宅の引渡しの日までに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第5条(改正後の規則第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(令和元年12月23日京都市条例第39号)による改正前の京都市市営住宅条例第13条第1項の規定により保証人を立てている者は、当該保証人を緊急時の連絡先として、改正後の規則第5条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(都市計画局住宅室住宅管理課)